

頁	編章項	旧	新
P. 3	第1編	3. 協議会の構成及び果たす役割	3. 協議会の構成及び果たす役割
		図1 富士山火山防災対策協議会の構成	図1 富士山火山防災対策協議会の構成 <u>(組織改編に伴う協議会構成図の変更)</u>

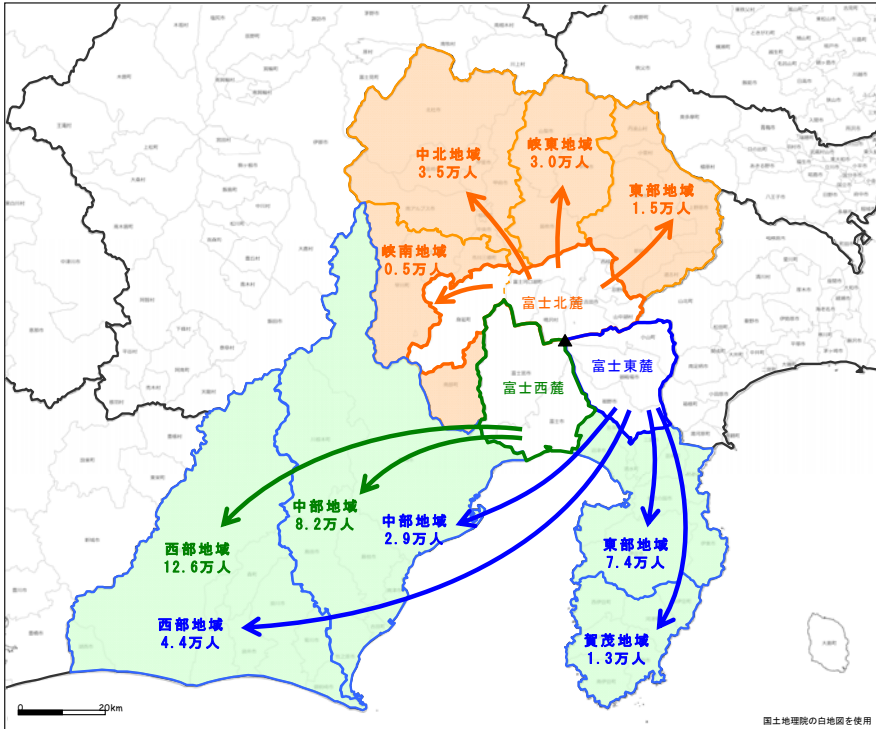
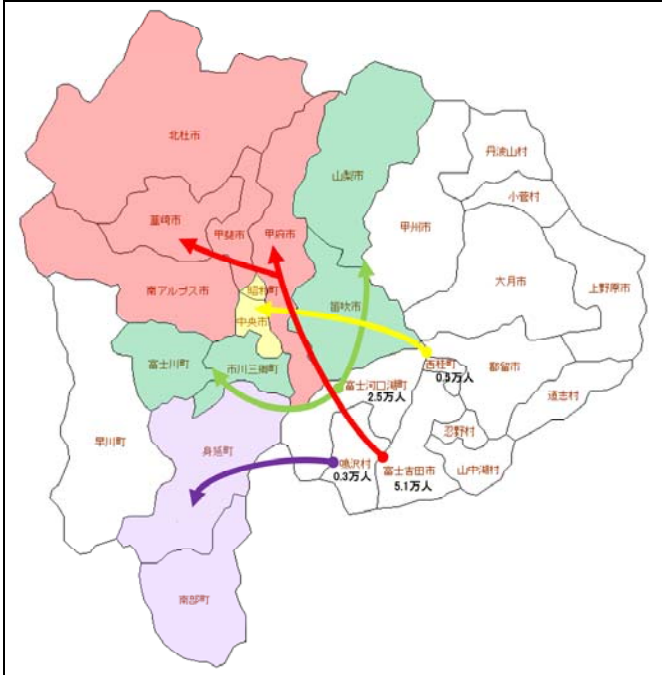
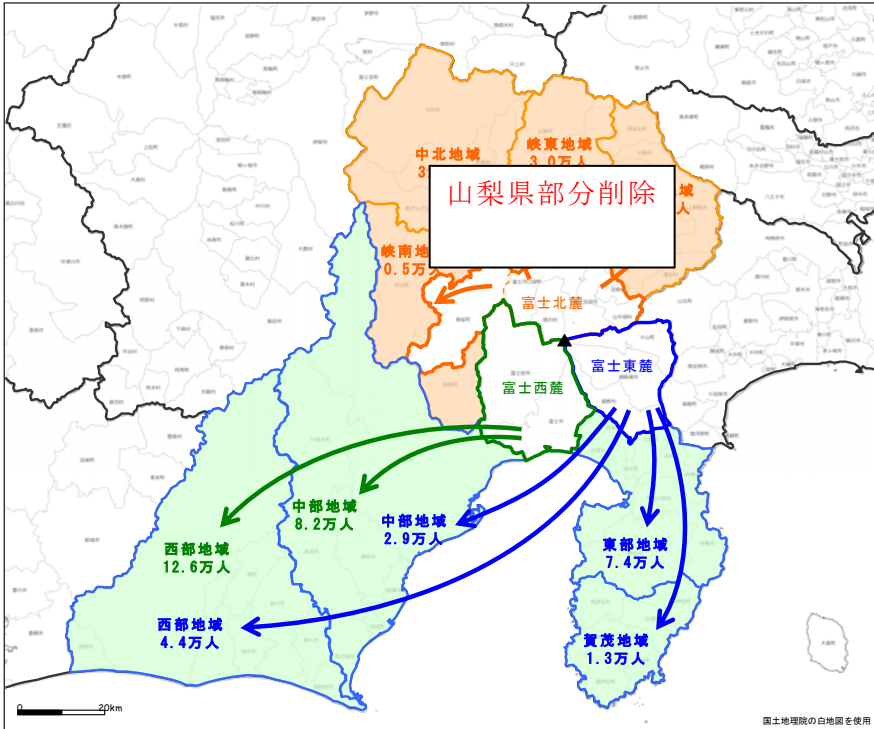
富士山火山広域避難計画改正 (案) 新旧対照表

頁	編章項	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
P. 27	第 2 編 第 2 章	<p>2. 火山現象別の避難の考え方</p> <p>2-2 融雪型火山泥流</p> <p>(1) 影響想定範囲と避難対象エリア</p> <p>融雪型火山泥流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による融雪型火山泥流可能性マップの範囲とする(図 11、表 9)。この可能性マップの作成にあたっては、山腹に平均 50cm 積もった雪が火砕流などの熱が溶けたと仮定したシミュレーションが実施された。可能性マップの範囲は、このシミュレーションにより、流速 1 m/s 以上または水深が 20cm 以上で泥流が流下する可能性があるとして <u>される</u>と推定された範囲と、融雪型火山泥流が停止する斜面勾配 2° の範囲を包括して設定されている。(以下略)</p>	<p>2. 火山現象別の避難の考え方</p> <p>2-2 融雪型火山泥流</p> <p>(1) 影響想定範囲と避難対象エリア</p> <p>融雪型火山泥流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による融雪型火山泥流可能性マップの範囲とする(図 11、表 9)。この可能性マップの作成にあたっては、山腹に平均 50cm 積もった雪が火砕流などの熱が溶けたと仮定したシミュレーションが実施された。可能性マップの範囲は、このシミュレーションにより、流速 1 m/s 以上または水深が 20cm 以上で泥流が流下する可能性があるとして <u> </u>と推定された範囲と、融雪型火山泥流が停止する斜面勾配 2° の範囲を包括して設定されている。(以下略)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
P. 43		<p>4. 避難対象者数と避難先</p> <p>4-1 溶岩流等</p> <p>(1) 単独ライン避難における避難対象者数</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">表 16 単独ライン避難における避難対象者数</p> <p style="text-align: right;">[万人]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ライン名</th> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">避難対象者数</th> <th colspan="5">避難対象エリア別</th> <th colspan="2">避難先別</th> </tr> <tr> <th>第 1 次</th> <th>第 2 次</th> <th>第 3 次</th> <th>第 4 次 A</th> <th>第 4 次 B</th> <th>自市町村内避難者数</th> <th>広域避難(市町村外避難)対象者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ライン 14</td> <td></td> <td>4.6</td> <td>0</td> <td><0.1</td> <td>1.1</td> <td>2.4</td> <td>1.0</td> <td>0</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富士吉田市</td> <td>3.5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>2.4</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳴沢村</td> <td><0.1</td> <td>0</td> <td><0.1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><0.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富士河口湖町</td> <td>0.7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西桂町</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>ライン 15</td> <td></td> <td>5.6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>1.0</td> <td>0</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富士吉田市</td> <td>5.1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳴沢村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富士河口湖町</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西桂町</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>ライン 16</td> <td></td> <td>3.2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>0.1</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富士吉田市</td> <td>2.6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西桂町</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>忍野村</td> <td>0.1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山中湖村</td> <td>0.1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	ライン名	市町村名	避難対象者数	避難対象エリア別					避難先別		第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 4 次 A	第 4 次 B	自市町村内避難者数	広域避難(市町村外避難)対象者数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ライン 14		4.6	0	<0.1	1.1	2.4	1.0	0	4.6		富士吉田市	3.5	0	0	0.5	2.4	0.6	0	3.5		鳴沢村	<0.1	0	<0.1	0	0	0	0	<0.1		富士河口湖町	0.7	0	0	0.7	0	0	0	0.7		西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5	ライン 15		5.6	0	0	2.0	2.5	1.0	0	5.6		富士吉田市	5.1	0	0	2.0	2.5	0.6	0	5.1		鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0		富士河口湖町	0	0	0	0	0	0	0	0		西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5	ライン 16		3.2	0	0	1.0	1.1	1.1	0.1	3.1		富士吉田市	2.6	0	0	1.0	1.1	0.6	0	2.6		西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5		忍野村	0.1	0	0	0.1	0	0	0.1	0		山中湖村	0.1	0	0	0	<0.1	0.1	0.1	0.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>4. 避難対象者数と避難先</p> <p>4-1 溶岩流等</p> <p>(1) 単独ライン避難における避難対象者数</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">表 16 単独ライン避難における避難対象者数</p> <p style="text-align: right;">[万人]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ライン名</th> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">避難対象者数</th> <th colspan="5">避難対象エリア別</th> <th colspan="2">避難先別</th> </tr> <tr> <th>第 1 次</th> <th>第 2 次</th> <th>第 3 次</th> <th>第 4 次 A</th> <th>第 4 次 B</th> <th>自市町村内避難者数</th> <th>広域避難(市町村外避難)対象者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ライン 14</td> <td></td> <td>4.6</td> <td>0</td> <td><0.1</td> <td>1.1</td> <td>2.4</td> <td>1.0</td> <td>0</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富士吉田市</td> <td>3.5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>2.4</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳴沢村</td> <td><0.1</td> <td>0</td> <td><0.1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><0.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富士河口湖町</td> <td>0.7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西桂町</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都留市</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ライン 15</td> <td></td> <td>5.6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>1.0</td> <td>0</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富士吉田市</td> <td>5.1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳴沢村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富士河口湖町</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西桂町</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都留市</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ライン 16</td> <td></td> <td>3.2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>0.1</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富士吉田市</td> <td>2.6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西桂町</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>忍野村</td> <td>0.1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	ライン名	市町村名	避難対象者数	避難対象エリア別					避難先別		第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 4 次 A	第 4 次 B	自市町村内避難者数	広域避難(市町村外避難)対象者数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ライン 14		4.6	0	<0.1	1.1	2.4	1.0	0	4.6		富士吉田市	3.5	0	0	0.5	2.4	0.6	0	3.5		鳴沢村	<0.1	0	<0.1	0	0	0	0	<0.1		富士河口湖町	0.7	0	0	0.7	0	0	0	0.7		西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5		都留市	0.6	0	0	0	0	0.6	0.6	0	ライン 15		5.6	0	0	2.0	2.5	1.0	0	5.6		富士吉田市	5.1	0	0	2.0	2.5	0.6	0	5.1		鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0		富士河口湖町	0	0	0	0	0	0	0	0		西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5		都留市	0.6	0	0	0	0	0.6	0.6	0	ライン 16		3.2	0	0	1.0	1.1	1.1	0.1	3.1		富士吉田市	2.6	0	0	1.0	1.1	0.6	0	2.6		西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5		忍野村	0.1	0	0	0.1	0	0	0.1	0
ライン名	市町村名	避難対象者数				避難対象エリア別					避難先別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 4 次 A	第 4 次 B	自市町村内避難者数	広域避難(市町村外避難)対象者数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ライン 14		4.6	0	<0.1	1.1	2.4	1.0	0	4.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	富士吉田市	3.5	0	0	0.5	2.4	0.6	0	3.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	鳴沢村	<0.1	0	<0.1	0	0	0	0	<0.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	富士河口湖町	0.7	0	0	0.7	0	0	0	0.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ライン 15		5.6	0	0	2.0	2.5	1.0	0	5.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	富士吉田市	5.1	0	0	2.0	2.5	0.6	0	5.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	富士河口湖町	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ライン 16		3.2	0	0	1.0	1.1	1.1	0.1	3.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	富士吉田市	2.6	0	0	1.0	1.1	0.6	0	2.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	忍野村	0.1	0	0	0.1	0	0	0.1	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	山中湖村	0.1	0	0	0	<0.1	0.1	0.1	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ライン名	市町村名	避難対象者数	避難対象エリア別					避難先別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 4 次 A	第 4 次 B	自市町村内避難者数	広域避難(市町村外避難)対象者数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ライン 14		4.6	0	<0.1	1.1	2.4	1.0	0	4.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	富士吉田市	3.5	0	0	0.5	2.4	0.6	0	3.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	鳴沢村	<0.1	0	<0.1	0	0	0	0	<0.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	富士河口湖町	0.7	0	0	0.7	0	0	0	0.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	都留市	0.6	0	0	0	0	0.6	0.6	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ライン 15		5.6	0	0	2.0	2.5	1.0	0	5.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	富士吉田市	5.1	0	0	2.0	2.5	0.6	0	5.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	富士河口湖町	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	都留市	0.6	0	0	0	0	0.6	0.6	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ライン 16		3.2	0	0	1.0	1.1	1.1	0.1	3.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	富士吉田市	2.6	0	0	1.0	1.1	0.6	0	2.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	西桂町	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	忍野村	0.1	0	0	0.1	0	0	0.1	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新																																																																																											
P. 44		<p>(2) 3ライン同時避難における避難対象者数 (略)</p> <p>表 17 3ライン同時避難における避難対象者数 [万人]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ライン名</th> <th>避難対象者数</th> <th>自市町村内 避難者数</th> <th>広域避難 (市町村外避難) 対象者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ライン 12・13・14</td> <td>6.8</td> <td>0</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>ライン 13・14・15</td> <td>8.4</td> <td>0</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>ライン 14・15・16</td> <td>6.5</td> <td>0.1</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>ライン 15・16・17</td> <td>5.9</td> <td>0.1</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>ライン 16・17・1</td> <td>9.4</td> <td>0.4</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	ライン名	避難対象者数	自市町村内 避難者数	広域避難 (市町村外避難) 対象者数	(略)	(略)	(略)	(略)	ライン 12・13・14	6.8	0	6.8	ライン 13・14・15	8.4	0	8.4	ライン 14・15・16	6.5	0.1	6.5	ライン 15・16・17	5.9	0.1	5.8	ライン 16・17・1	9.4	0.4	9.0	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>山中湖村</td> <td>0.1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>都留市</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 3ライン同時避難における避難対象者数 (略)</p> <p>表 17 3ライン同時避難における避難対象者数 [万人]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ライン名</th> <th>避難対象者数</th> <th>自市町村内 避難者数</th> <th>広域避難 (市町村外避難) 対象者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ライン 12・13・14</td> <td>7.4</td> <td>0.6</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>ライン 13・14・15</td> <td>9.0</td> <td>0.6</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>ライン 14・15・16</td> <td>7.1</td> <td>0.7</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>ライン 15・16・17</td> <td>6.5</td> <td>0.7</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>ライン 16・17・1</td> <td>10.0</td> <td>1.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	山中湖村	0.1	0	0	0	<0.1	0.1	0.1	0.1	都留市	0.6	0	0	0	0	0.6	0.6	0	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ライン名	避難対象者数	自市町村内 避難者数	広域避難 (市町村外避難) 対象者数	(略)	(略)	(略)	(略)	ライン 12・13・14	7.4	0.6	6.8	ライン 13・14・15	9.0	0.6	8.4	ライン 14・15・16	7.1	0.7	6.5	ライン 15・16・17	6.5	0.7	5.8	ライン 16・17・1	10.0	1.0	9.0	(略)	(略)	(略)	(略)
ライン名	避難対象者数	自市町村内 避難者数	広域避難 (市町村外避難) 対象者数																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																											
ライン 12・13・14	6.8	0	6.8																																																																																											
ライン 13・14・15	8.4	0	8.4																																																																																											
ライン 14・15・16	6.5	0.1	6.5																																																																																											
ライン 15・16・17	5.9	0.1	5.8																																																																																											
ライン 16・17・1	9.4	0.4	9.0																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																											
山中湖村	0.1	0	0	0	<0.1	0.1	0.1	0.1																																																																																						
都留市	0.6	0	0	0	0	0.6	0.6	0																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																						
ライン名	避難対象者数	自市町村内 避難者数	広域避難 (市町村外避難) 対象者数																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																											
ライン 12・13・14	7.4	0.6	6.8																																																																																											
ライン 13・14・15	9.0	0.6	8.4																																																																																											
ライン 14・15・16	7.1	0.7	6.5																																																																																											
ライン 15・16・17	6.5	0.7	5.8																																																																																											
ライン 16・17・1	10.0	1.0	9.0																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																											
P. 45		<p>(3) 広域避難の方向と避難対象者の受入れ (略)</p> <p>表 18 3ライン同時避難の広域避難先地域別人数 [万人]</p> <p>○山梨県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">避難先</th> <th colspan="4">山梨県</th> <th rowspan="2">合計 (21市町村)</th> </tr> <tr> <th>中北地域 (7市町)</th> <th>峡東地域 (3市)</th> <th>東部地域 (6市村)</th> <th>峡南地域 (5町)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域避難 移動想定 人数</td> <td>富士北麓 (ライン 13・14・ 15の場合)</td> <td>3.5</td> <td>3.0</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> <td>8.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 24 年 4 月 1 日時点。 ※山梨県の調整による避難想定人数の目安を示す。</p>	区分	避難先	山梨県				合計 (21市町村)	中北地域 (7市町)	峡東地域 (3市)	東部地域 (6市村)	峡南地域 (5町)	広域避難 移動想定 人数	富士北麓 (ライン 13・14・ 15の場合)	3.5	3.0	1.5	0.5	8.5	<p>(3) 広域避難の方向と避難対象者の受入れ (略)</p> <p>表 18 3ライン同時避難の広域避難先地域・市町村別人数 [万人]</p> <p>○山梨県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">避難実施市町村</th> <th rowspan="2">富士吉田市</th> <th rowspan="2">西桂町</th> <th rowspan="2">鳴沢村</th> <th rowspan="2">富士河口湖町</th> <th rowspan="2">合計 (4市町村)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域避難移動想定人数 富士北麓(ライン 13・14・15の場合)</td> <td>5.1</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td>2.5</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>避難先</td> <td>甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市</td> <td>中央市 昭和町</td> <td>身延町 南部町</td> <td>笛吹市 山梨市 市川三郷町 富士川町</td> <td>13市町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難想定人数は、平成 24 年 4 月 1 日時点。 ※山梨県の調整による避難想定人数の目安を示す。 ※なお、ライン 13・14・15 の対象市町村には都留市も含まれるが、同市は溶岩流等による広域避難は行わない。</p>	区分	避難実施市町村	富士吉田市	西桂町	鳴沢村	富士河口湖町	合計 (4市町村)	広域避難移動想定人数 富士北麓(ライン 13・14・15の場合)	5.1	0.5	0.3	2.5	8.4	避難先	甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市	中央市 昭和町	身延町 南部町	笛吹市 山梨市 市川三郷町 富士川町	13市町																																																						
区分	避難先	山梨県				合計 (21市町村)																																																																																								
		中北地域 (7市町)	峡東地域 (3市)	東部地域 (6市村)	峡南地域 (5町)																																																																																									
広域避難 移動想定 人数	富士北麓 (ライン 13・14・ 15の場合)	3.5	3.0	1.5	0.5	8.5																																																																																								
区分	避難実施市町村	富士吉田市	西桂町	鳴沢村	富士河口湖町	合計 (4市町村)																																																																																								
							広域避難移動想定人数 富士北麓(ライン 13・14・15の場合)	5.1	0.5	0.3	2.5	8.4																																																																																		
避難先	甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市	中央市 昭和町	身延町 南部町	笛吹市 山梨市 市川三郷町 富士川町	13市町																																																																																									

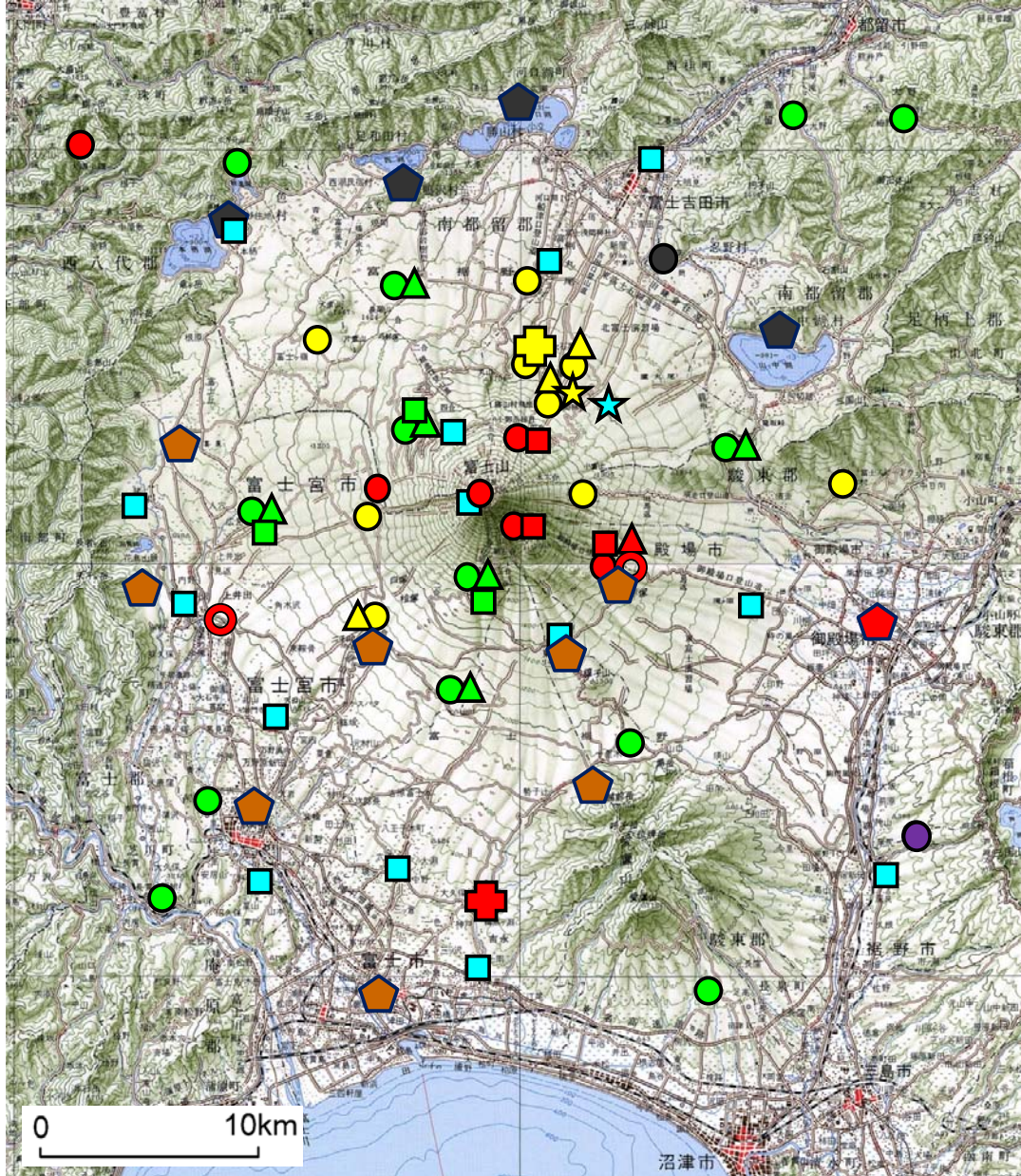
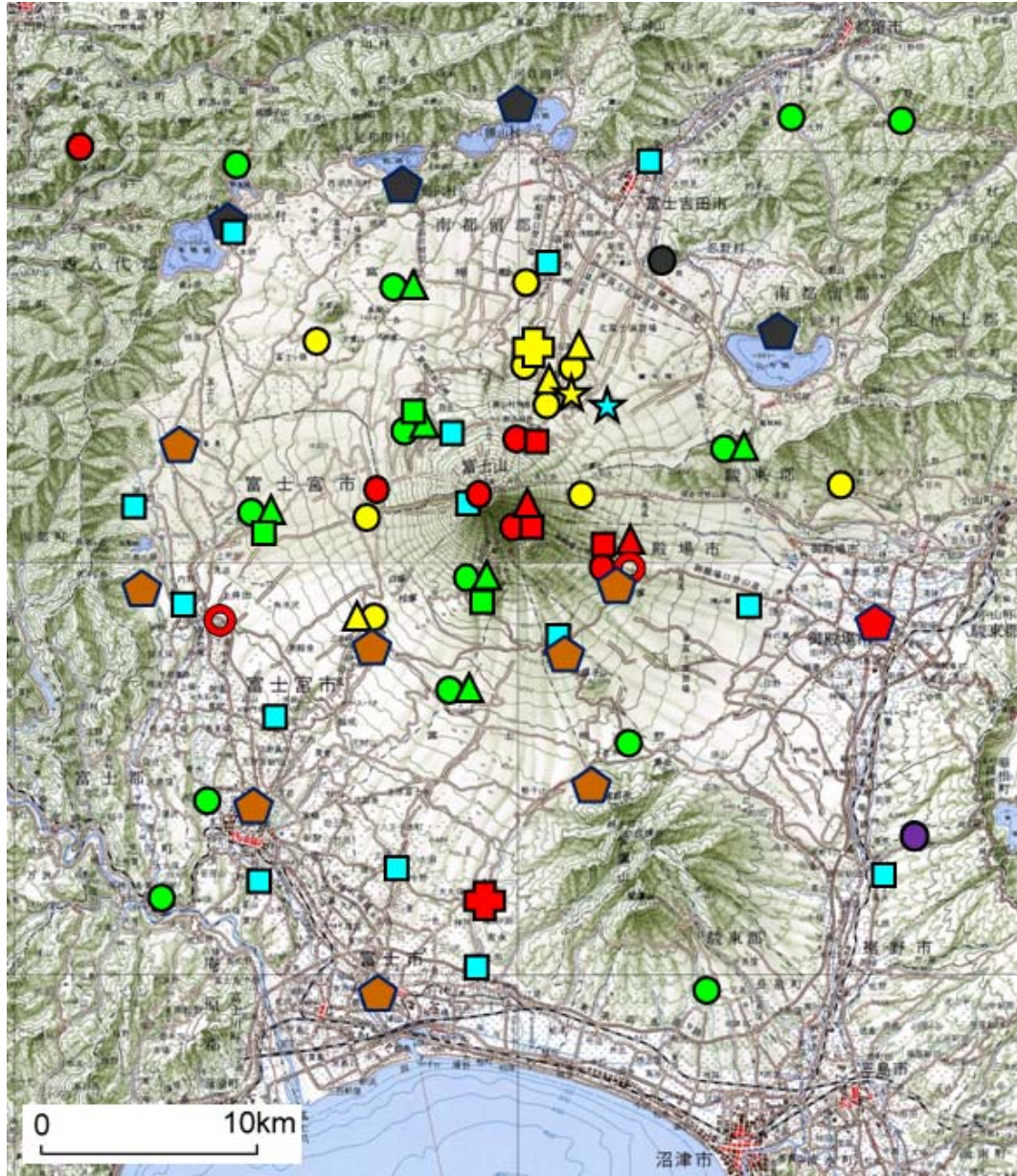
富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新
P. 46		 <p>※平成 24 年 4 月 1 日時点。 ※各地域への避難人数の考え方は次のとおりとする。 <u>・山梨県：山梨県の調整による避難想定人数の目安を示す。</u> ・静岡県：富士東麓及び西麓において、それぞれ広域避難対象者が最大となるケースで、大部分が溶岩流等の影響想定範囲に含まれる富士山周辺市町（小山町、御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市）を避難先としない場合を示す。</p>	<p>○山梨県</p>  <p>○静岡県</p>  <p>※<u>避難想定人数は</u>、平成 24 年 4 月 1 日時点。 ※各地域への避難人数の考え方は次のとおりとする。 ・山梨県：山梨県の調整による避難想定人数の目安を示す。 ・静岡県：富士東麓及び西麓において、それぞれ広域避難対象者が最大となるケースで、大部分が溶岩流等の影響想定範囲に含まれる富士山周辺市町（小山町、御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市）を避難先としない場合を示す。</p>

頁	編章項	旧	新																																												
P. 49		<p>図 15 3ライン同時避難の広域避難先地域</p> <p>4. 避難対象者数と避難先</p> <p>4-2 融雪型火山泥流</p> <p>表 21 融雪型火山泥流 影響想定範囲内の人口 [万人]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>市町村名</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">山梨県</td> <td>富士吉田市</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>西桂町</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>忍野村</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>山中湖村</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>富士河口湖町</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>鳴沢村</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>身延町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	県名	市町村名	人口	山梨県	富士吉田市	5.0	西桂町	0.5	忍野村	0.1	山中湖村	0.1	富士河口湖町	1.0	鳴沢村	0.3	身延町	-	(略)	(略)	(略)	<p>図 15 3ライン同時避難の広域避難先地域・市町村</p> <p>4. 避難対象者数と避難先</p> <p>4-2 融雪型火山泥流</p> <p>表 21 融雪型火山泥流 影響想定範囲内の人口 [万人]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>市町村名</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">山梨県</td> <td>富士吉田市</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>都留市</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>西桂町</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>忍野村</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>山中湖村</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>富士河口湖町</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>鳴沢村</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>身延町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	県名	市町村名	人口	山梨県	富士吉田市	5.0	都留市	0.3	西桂町	0.5	忍野村	0.1	山中湖村	0.1	富士河口湖町	1.0	鳴沢村	0.3	身延町	-	(略)	(略)	(略)
県名	市町村名	人口																																													
山梨県	富士吉田市	5.0																																													
	西桂町	0.5																																													
	忍野村	0.1																																													
	山中湖村	0.1																																													
	富士河口湖町	1.0																																													
	鳴沢村	0.3																																													
	身延町	-																																													
(略)	(略)	(略)																																													
県名	市町村名	人口																																													
山梨県	富士吉田市	5.0																																													
	都留市	0.3																																													
	西桂町	0.5																																													
	忍野村	0.1																																													
	山中湖村	0.1																																													
	富士河口湖町	1.0																																													
	鳴沢村	0.3																																													
	身延町	-																																													
(略)	(略)	(略)																																													
P. 50		<p>表 22 融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲内の推計人口 [万人]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>市町村名</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">山梨県</td> <td>富士吉田市</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>西桂町</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>忍野村</td> <td><0.1</td> </tr> <tr> <td>山中湖村</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>富士河口湖町</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>鳴沢村</td> <td><0.1</td> </tr> <tr> <td>身延町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	県名	市町村名	人口	山梨県	富士吉田市	2.5	西桂町	0.1	忍野村	<0.1	山中湖村	0.1	富士河口湖町	0.4	鳴沢村	<0.1	身延町	-	(略)	(略)	(略)	<p>表 22 融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲内の推計人口 [万人]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>市町村名</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">山梨県</td> <td>富士吉田市</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>都留市</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>西桂町</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>忍野村</td> <td><0.1</td> </tr> <tr> <td>山中湖村</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>富士河口湖町</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>鳴沢村</td> <td><0.1</td> </tr> <tr> <td>身延町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	県名	市町村名	人口	山梨県	富士吉田市	2.5	都留市	0.1	西桂町	0.1	忍野村	<0.1	山中湖村	0.1	富士河口湖町	0.4	鳴沢村	<0.1	身延町	-	(略)	(略)	(略)
県名	市町村名	人口																																													
山梨県	富士吉田市	2.5																																													
	西桂町	0.1																																													
	忍野村	<0.1																																													
	山中湖村	0.1																																													
	富士河口湖町	0.4																																													
	鳴沢村	<0.1																																													
	身延町	-																																													
(略)	(略)	(略)																																													
県名	市町村名	人口																																													
山梨県	富士吉田市	2.5																																													
	都留市	0.1																																													
	西桂町	0.1																																													
	忍野村	<0.1																																													
	山中湖村	0.1																																													
	富士河口湖町	0.4																																													
	鳴沢村	<0.1																																													
	身延町	-																																													
(略)	(略)	(略)																																													
P. 58	第3編 第1章	<p>2-2 気象庁等の監視・観測体制</p> <p>(1) 気象庁火山監視・情報センターの監視・観測体制</p> <p>気象庁では、富士山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、本庁の火山監視・情報センター（東京）にて、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設及び関係機関（大学等の研究機関、地方公共団体及び防災関係機関）からの</p>	<p>2-2 気象庁等の監視・観測体制</p> <p>(1) 気象庁火山監視・警報センターの監視・観測体制</p> <p>気象庁では、富士山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、本庁の火山監視・警報センター（東京）にて、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設及び関係機関（大学等の研究機関、地方公共団体及び防災関係機関）からの</p>																																												

富士山火山広域避難計画改正 (案) 新旧対照表

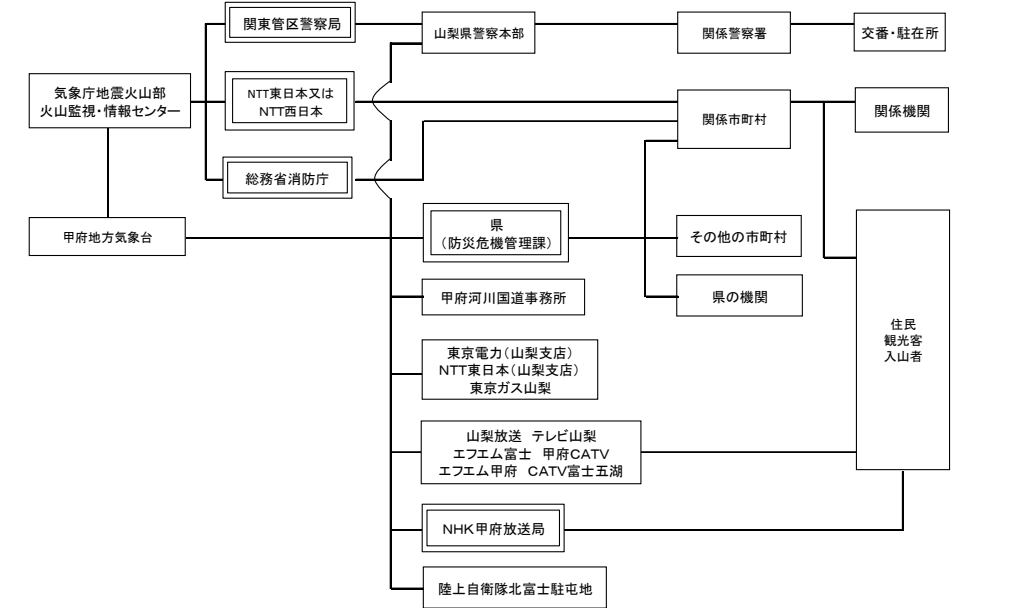
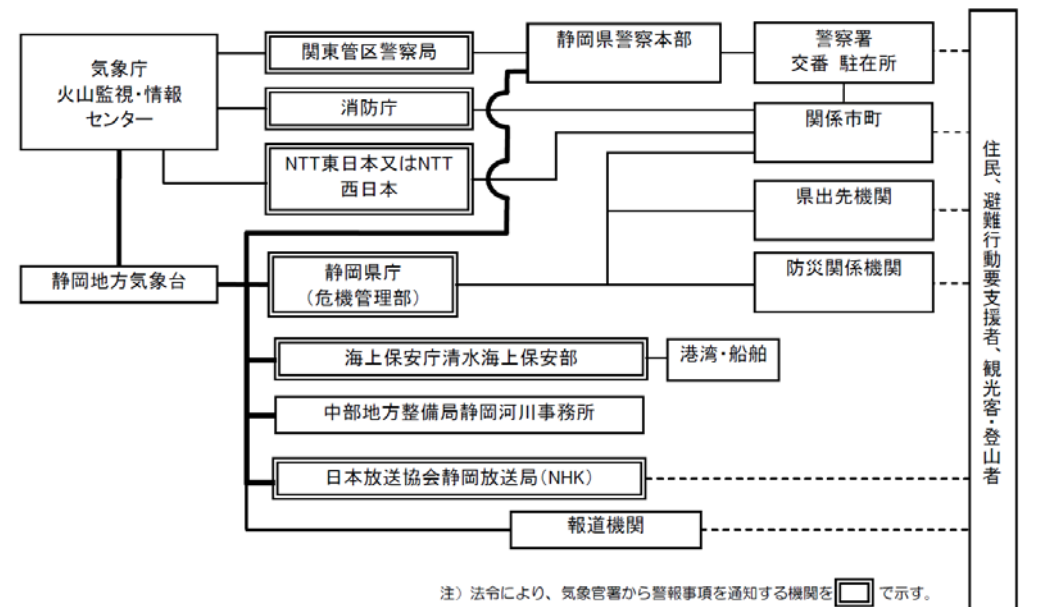
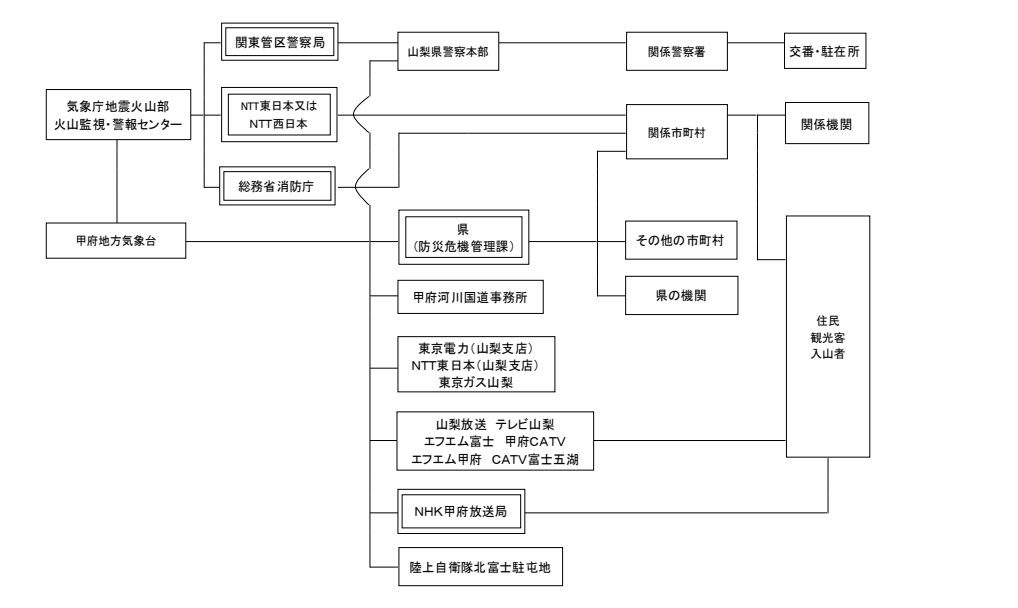
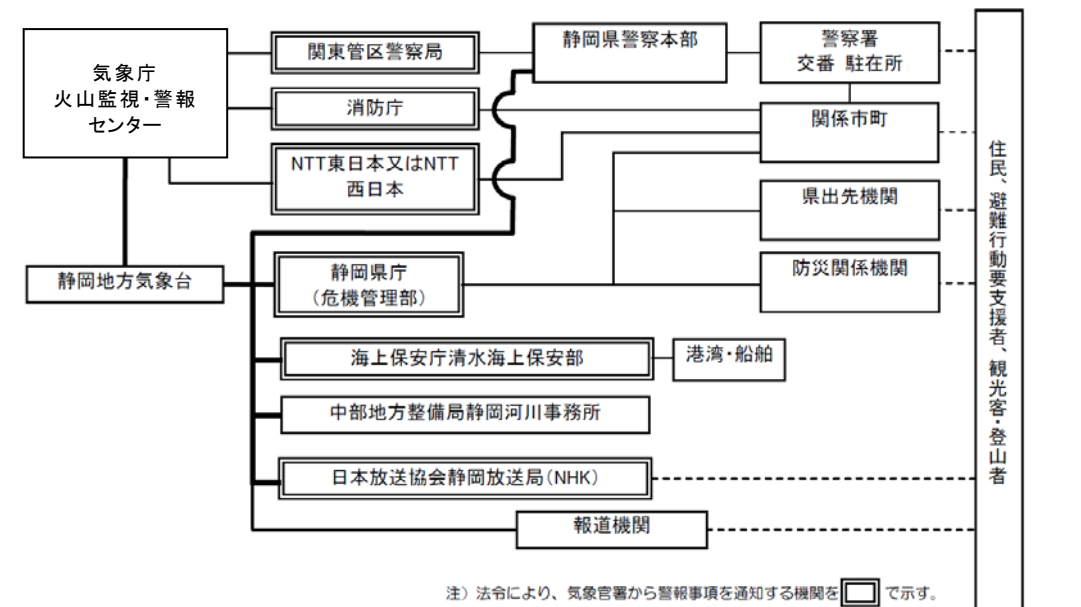
頁	編章項	旧	新
P. 59		<p>観測データにより、火山活動を 24 時間体制で監視・観測している。</p> <p>火山監視・情報センターは、平常時において、観測データや解析結果等を地方气象台と共有する。また、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合には、観測した前兆現象等に基づき、火山の状況に関する解説情報、噴火警報・予報（噴火警戒レベル）等を県、市町村、関係機関及び住民等に対し発表する（図 16）。</p>  <p>図 16 気象庁における火山の監視・観測</p>	<p>観測データにより、火山活動を 24 時間体制で監視・観測している。</p> <p>火山監視・警報センターは、平常時において、観測データや解析結果等を地方气象台と共有する。また、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合には、観測した前兆現象等に基づき、火山の状況に関する解説情報、噴火警報・予報（噴火警戒レベル）等を県、市町村、関係機関及び住民等に対し発表する（図 16）。</p> <p>(図中の組織名称の変更：火山監視・警報センター)</p>  <p>図 16 気象庁における火山の監視・観測</p>
P. 60		<p>(2) 富士山周辺における監視・観測体制</p> <p>2) 監視・観測体制の強化</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 富士山周辺における監視・観測体制</p> <p>2) 監視・観測体制の強化</p> <p>(略)</p>

頁	編章項	旧	新												
P. 61		 <p>(略)</p> <p>図 17 富士山における火山観測点</p>	<p>2016年12月1日より運用開始した傾斜計（御殿場口8合目）の追加</p>  <p>(略)</p> <p>図 17 富士山における火山観測点</p>												
P. 64	<p>3. 県の体制</p> <p>3-1 山梨県の体制</p> <p>(略)</p>	<p>表 26 山梨県の富士山噴火対応の体制</p> <table border="1" data-bbox="385 1816 1573 1942"> <tr> <td>噴火警戒レベル</td> <td>山梨県 (本庁)</td> <td>中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）	(略)	(略)	(略)	<p>表 26 山梨県の富士山噴火対応の体制</p> <table border="1" data-bbox="1602 1816 2775 1942"> <tr> <td>噴火警戒レベル</td> <td>山梨県 (本庁)</td> <td>中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）	(略)	(略)	(略)
噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）													
(略)	(略)	(略)													
噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）													
(略)	(略)	(略)													

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新
		<p>レベル 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：<u>防災危機管理監</u> 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班 	<p>レベル 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：<u>防災局長</u> 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班
		<p>レベル 4 レベル 5 噴火開始後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部局長及び<u>防災危機管 理監</u>（統括部長） 	<p>レベル 4 レベル 5 噴火開始後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部局長及び<u>防災局長</u>（統括 部長）
P. 74	第 3 編 第 2 章	<p>1-1 火山活動に関する情報伝達 (1) 噴火警報等の情報伝達の流れ (略)</p> <p>図 18 噴火警報等の情報伝達の流れ</p>	<p>1-1 火山活動に関する情報伝達 (1) 噴火警報等の情報伝達の流れ (略)</p> <p><u>(図中の組織名称の変更：火山監視・警報センター)</u></p> <p>図 18 噴火警報等の情報伝達の流れ</p>
P. 75		<p>(2) 各県における噴火警報等の情報伝達 (略)</p> <p>【山梨県】</p>	<p>(2) 各県における噴火警報等の情報伝達 (略)</p> <p><u>(図中の組織名称の変更：火山監視・警報センター)</u></p> <p>【山梨県】</p>

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新
		 <p>※) 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先機関を で示す。 ※出典：山梨県地域防災計画（火山編）</p> <p>【静岡県】</p>  <p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を で示す。 注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。 ※出典：平成26年度静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻）</p>	 <p>※) 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先機関を で示す。 ※出典：山梨県地域防災計画（火山編）</p> <p>【静岡県】</p>  <p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を で示す。 注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。 ※出典：平成26年度静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻）</p>
P. 76	(略)	<p>図 19 山梨県、静岡県、神奈川県における噴火警報等の伝達体制</p>	
P. 78	(6) 異常現象の通報体制	<p>住民等から通報を受けた機関は、図 26 の情報伝達システムにより県（防災担当部局）へ情報伝達する。県は、通報内容を速やかに地元気象台及び協議会の会長県へ情報伝達する。会長県は、</p>	

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新																																
P. 89		<p>必要に応じて協議会構成機関に対し情報伝達する。</p> <p>なお、気象台は、通報内容を速やかに火山監視・情報センターへ報告するとともに、市町村等の協力を得て通報内容の確認を行う。火山監視・情報センターは、観測データと通報内容から総合的に判断して評価した結果を、気象台を通じて県へ伝達する。</p> <p>1. 関係機関及び住民等への情報伝達 1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達 1-3-2 観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達 (3) 山小屋組合等と連携した情報伝達 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 36 山小屋組合等への連絡担当市町村（静岡県側）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>窓口となる山小屋</th> <th>施設数</th> <th>担当市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合</td> <td>富士山表富士宮口登山組合長</td> <td>9 施設</td> <td>富士宮市危機管理局 TEL 0544-22-1319</td> </tr> <tr> <td><御殿場口> 富士山御殿場口山内組合</td> <td>富士山御殿場口山内組合長</td> <td>5 施設</td> <td>御殿場市危機管理課 TEL 0550-82-4370</td> </tr> <tr> <td><須走口> 富士山須走口山内組合</td> <td>富士山須走口山内組合長</td> <td>13 施設</td> <td>小山町地域防災課 TEL 0550-76-6111</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<八合目以上>に表中の3つの組合と重複する「富士山頂上奥宮境内地使用者組合」がある。</p>	名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村	<富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合	富士山表富士宮口登山組合長	9 施設	富士宮市危機管理局 TEL 0544-22-1319	<御殿場口> 富士山御殿場口山内組合	富士山御殿場口山内組合長	5 施設	御殿場市危機管理課 TEL 0550-82-4370	<須走口> 富士山須走口山内組合	富士山須走口山内組合長	13 施設	小山町 地域防災課 TEL 0550-76-6111	<p>必要に応じて協議会構成機関に対し情報伝達する。</p> <p>なお、気象台は、通報内容を速やかに火山監視・警報センターへ報告するとともに、市町村等の協力を得て通報内容の確認を行う。火山監視・警報センターは、観測データと通報内容から総合的に判断して評価した結果を、気象台を通じて県へ伝達する。</p> <p>1. 関係機関及び住民等への情報伝達 1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達 1-3-2 観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達 (3) 山小屋組合等と連携した情報伝達 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 36 山小屋組合等への連絡担当市町村（静岡県側）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>窓口となる山小屋</th> <th>施設数</th> <th>担当市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合</td> <td>富士山表富士宮口登山組合長</td> <td>9 施設</td> <td>富士宮市危機管理局 TEL 0544-22-1319</td> </tr> <tr> <td><御殿場口> 富士山御殿場口山内組合</td> <td>富士山御殿場口山内組合長</td> <td>5 施設</td> <td>御殿場市危機管理課 TEL 0550-82-4370</td> </tr> <tr> <td><須走口> 富士山須走口山内組合</td> <td>富士山須走口山内組合長</td> <td>13 施設</td> <td>小山町防災課 TEL 0550-76-5715</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<八合目以上>に表中の3つの組合と重複する「富士山頂上奥宮境内地使用者組合」がある。</p>	名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村	<富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合	富士山表富士宮口登山組合長	9 施設	富士宮市危機管理局 TEL 0544-22-1319	<御殿場口> 富士山御殿場口山内組合	富士山御殿場口山内組合長	5 施設	御殿場市危機管理課 TEL 0550-82-4370	<須走口> 富士山須走口山内組合	富士山須走口山内組合長	13 施設	小山町 防災課 TEL 0550-76-5715
名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村																																
<富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合	富士山表富士宮口登山組合長	9 施設	富士宮市危機管理局 TEL 0544-22-1319																																
<御殿場口> 富士山御殿場口山内組合	富士山御殿場口山内組合長	5 施設	御殿場市危機管理課 TEL 0550-82-4370																																
<須走口> 富士山須走口山内組合	富士山須走口山内組合長	13 施設	小山町 地域防災課 TEL 0550-76-6111																																
名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村																																
<富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合	富士山表富士宮口登山組合長	9 施設	富士宮市危機管理局 TEL 0544-22-1319																																
<御殿場口> 富士山御殿場口山内組合	富士山御殿場口山内組合長	5 施設	御殿場市危機管理課 TEL 0550-82-4370																																
<須走口> 富士山須走口山内組合	富士山須走口山内組合長	13 施設	小山町 防災課 TEL 0550-76-5715																																
P. 94		<p>1-4 情報伝達例文及び広報手段 (1) 避難情報等の情報伝達例文 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 38 避難情報等の情報伝達例文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>情報伝達例文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入山規制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の入山規制についてお知らせします。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	情報伝達例文	入山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の入山規制についてお知らせします。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。 	<p>1-4 情報伝達例文及び広報手段 (1) 避難情報等の情報伝達例文 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 38 避難情報等の情報伝達例文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>情報伝達例文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入山規制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の入山規制についてお知らせします。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	情報伝達例文	入山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の入山規制についてお知らせします。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。 																								
区分	情報伝達例文																																		
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の入山規制についてお知らせします。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。 																																		
区分	情報伝達例文																																		
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の入山規制についてお知らせします。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。 																																		

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新																		
		<p>避難準備情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の噴火に関する避難準備情報についてお知らせします。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難準備情報を発表します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。 ・避難に支援が必要な方と支援者の方については、〇〇（所定の避難先）へ避難してください。 	<p>避難準備・高齢者等避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の噴火に関する避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難準備・高齢者等避難開始を発表します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。 ・避難に支援が必要な方と支援者の方については、〇〇（所定の避難先）へ避難してください。 																		
		<p>避難勧告</p> <p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山に噴火警戒レベル4が発表されました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難勧告を発令しました。 ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は所定の避難先へ避難してください。 	<p>避難勧告</p> <p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山に噴火警戒レベル4が発表されました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難勧告を発令しました。 ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は所定の避難先へ避難してください。 																		
		<p>避難指示</p> <p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山に噴火警戒レベル5が発表されました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難指示を発令しました。 ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は、〇〇時〇〇分までに地区から離れ、安全な場所へ避難してください。 	<p>避難指示（緊急）</p> <p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山に噴火警戒レベル5が発表されました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難指示を発令しました。 ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は、〇〇時〇〇分までに地区から離れ、安全な場所へ避難してください。 																		
		<p>警戒区域の設定</p> <p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル5が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって警戒区域を設定しました。 ・設定地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区にいる方は直ちに退去してください。 	<p>警戒区域の設定</p> <p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル5が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって警戒区域を設定しました。 ・設定地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区にいる方は直ちに退去してください。 																		
P. 95	(2) 各段階における情報伝達・広報項目 (略)	<p>表 39 各段階における情報伝達・広報項目例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>分類</th> <th>項目例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)</td> <td>噴火への備え</td> <td>避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること／火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学、火山が地域社会に与える恩恵などの富士山に関する基礎知識 等</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル1 (情報収集体制)</td> <td>火山活動の現状及び今後の見通し</td> <td>地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大（縮小）見通し／火山活動の推移予測 等</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	分類	項目例	噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること／火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学、火山が地域社会に与える恩恵などの富士山に関する基礎知識 等	噴火警戒レベル1 (情報収集体制)	火山活動の現状及び今後の見通し	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大（縮小）見通し／火山活動の推移予測 等	<p>表 39 各段階における情報伝達・広報項目例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>分類</th> <th>項目例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)</td> <td>噴火への備え</td> <td>避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること／火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学、火山が地域社会に与える恩恵などの富士山に関する基礎知識 等</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル1 (情報収集体制)</td> <td>火山活動の現状及び今後の見通し</td> <td>地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大（縮小）見通し／火山活動の推移予測 等</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	分類	項目例	噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること／火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学、火山が地域社会に与える恩恵などの富士山に関する基礎知識 等	噴火警戒レベル1 (情報収集体制)	火山活動の現状及び今後の見通し	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大（縮小）見通し／火山活動の推移予測 等
実施時期	分類	項目例																			
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること／火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学、火山が地域社会に与える恩恵などの富士山に関する基礎知識 等																			
噴火警戒レベル1 (情報収集体制)	火山活動の現状及び今後の見通し	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大（縮小）見通し／火山活動の推移予測 等																			
実施時期	分類	項目例																			
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること／火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学、火山が地域社会に与える恩恵などの富士山に関する基礎知識 等																			
噴火警戒レベル1 (情報収集体制)	火山活動の現状及び今後の見通し	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大（縮小）見通し／火山活動の推移予測 等																			

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧		新			
P. 102	第 3 編 第 3 章	噴火警戒レベル 3	入山規制	危険の高まりによる入山規制の実施情報／入山規制の実施範囲／入山規制解除の見通し／ <u>避難準備情報</u> （避難勧告等） 等	噴火警戒レベル 3	入山規制	危険の高まりによる入山規制の実施情報／入山規制の実施範囲／入山規制解除の見通し／ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> （避難勧告等） 等
		噴火警戒レベル 4、5	避難勧告、 <u>指示</u>	避難勧告等／対象範囲、対象者／避難先／避難方法／避難勧告等の解除の見通し 等	噴火警戒レベル 4、5	避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u>	避難勧告等／対象範囲、対象者／避難先／避難方法／避難勧告等の解除の見通し 等
		噴火開始後	被害状況	噴火に伴う現象による被害の発生状況／道路不通箇所等	噴火開始後	被害状況	噴火に伴う現象による被害の発生状況／道路不通箇所等
			防災対応状況	火山現象の推移予想（可能な限り）／対策本部設置状況／避難実施・完了状況／被災地における各種応急活動／各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し／公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し／住民や事業者に対する支援事業 等		防災対応状況	火山現象の推移予想（可能な限り）／対策本部設置状況／避難実施・完了状況／被災地における各種応急活動／各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し／公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し／住民や事業者に対する支援事業 等
			安否情報	避難者収容状況／災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法 等		安否情報	避難者収容状況／災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法 等
		噴火警戒レベル 2（引き下げ時）	火口周辺規制	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大（縮小）見通し／火山活動の推移予測／火口周辺規制の実施範囲／火口周辺規制解除の見通し／ <u>避難準備情報</u> （避難勧告等） 等	噴火警戒レベル 2（引き下げ時）	火口周辺規制	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大（縮小）見通し／火山活動の推移予測／火口周辺規制の実施範囲／火口周辺規制解除の見通し／ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> （避難勧告等） 等
		1. 広域避難者の受入れに係る基本事項 (3) 広域避難者の受入れ先 1) 山梨県 <u>山梨県内の避難先となる受入市町村を 4 地域に分け、原則として、避難実施市町村は 4 地域の避難想定人数の目安、火山活動の状況及び地理的要因等を考慮した上で広域避難をする</u> (図 30、表 43)。		1. 広域避難者の受入れに係る基本事項 (3) 広域避難者の受入れ先 1) 山梨県 <u>避難実施市町村は、山梨県内の避難先となる受入市町村を決め、原則として、避難想定人数の目安、火山活動の状況及び地理的要因等を考慮した上で広域避難をする</u> (図 30、表 43)。			

富士山火山広域避難計画改正 (案) 新旧対照表

頁	編章項	旧	新																						
P. 120		<p>図 30 広域避難者の受入地域 (山梨県)</p>	<p>図 30 広域避難者の受入市町村 (山梨県)</p>																						
		<p>表 43 各受入地域内の受入市町村 (山梨県)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中北地域</td> <td>甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町</td> </tr> <tr> <td>峡東地域</td> <td>山梨市、笛吹市、甲州市</td> </tr> <tr> <td>峡南地域</td> <td>市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、南部町</td> </tr> <tr> <td>東部地域</td> <td>都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村</td> </tr> </tbody> </table>	地域	市町村名	中北地域	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	峡東地域	山梨市、笛吹市、甲州市	峡南地域	市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、南部町	東部地域	都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村	<p>表 43 広域避難者の受入市町村 (山梨県)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難実施市町村</th> <th>受入市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士吉田市</td> <td>甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市</td> </tr> <tr> <td>西桂町</td> <td>中央市、昭和町</td> </tr> <tr> <td>忍野村</td> <td>大月市、上野原市、道志村</td> </tr> <tr> <td>山中湖村</td> <td>甲州市</td> </tr> <tr> <td>鳴沢村</td> <td>身延町、南部町</td> </tr> <tr> <td>富士河口湖町</td> <td>笛吹市、山梨市、市川三郷町、富士川町</td> </tr> </tbody> </table> <p>※忍野村は、溶岩流等による広域避難は行わないが、大量の降灰によって孤立もしくは通常生活が困難となるおそれがあると予測される場合に村外へ避難する可能性がある。</p>	避難実施市町村	受入市町村	富士吉田市	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市	西桂町	中央市、昭和町	忍野村	大月市、上野原市、道志村	山中湖村	甲州市	鳴沢村	身延町、南部町
地域	市町村名																								
中北地域	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町																								
峡東地域	山梨市、笛吹市、甲州市																								
峡南地域	市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、南部町																								
東部地域	都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村																								
避難実施市町村	受入市町村																								
富士吉田市	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市																								
西桂町	中央市、昭和町																								
忍野村	大月市、上野原市、道志村																								
山中湖村	甲州市																								
鳴沢村	身延町、南部町																								
富士河口湖町	笛吹市、山梨市、市川三郷町、富士川町																								
<p>5-3 鉄道における運行規制</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、表 57 に示す実施基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制を実施する。実施に当たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。</p> <p>富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第 1 項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる鉄道区間を運行規制の対象とする。</p>	<p>5-3 鉄道における運行規制</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、表 57 に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。</p> <p>富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。</p> <p>積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第 1 項に基づ</p>																								

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新																		
P. 121		<p>鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づく<u>詳細な</u>運行規制の実施方法を<u>検討する</u>。噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、<u>利用者に周知する</u>。</p> <p>また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、<u>速やかに</u>当該区間の<u>運行を休止</u>するとともに、<u>必要に応じて</u>バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、<u>協議会（または合同会議）において調整を行った上で、運行規制を実施する</u>。</p> <p><u>本計画で鉄道運行規制の対象となる鉄道路線は次のとおりである。また、鉄道運行規制の実施例を図 34 に示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線 ・富士急行（株）：富士急行線 ・岳南電車（株）：岳南鉄道線 <p style="text-align: center;">表 57 鉄道における運行規制の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="400 1056 1463 1396"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>規制対象</th> <th>鉄道事業者の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル3以降</td> <td>— <u>(必要に応じて)</u></td> <td>火山活動の状況の把握及び鉄道利用者への周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制</td> </tr> <tr> <td>避難勧告等発令時</td> <td>避難勧告等が発令された地域を含む区間</td> <td>運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。</p>	実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応	噴火警戒レベル3以降	— <u>(必要に応じて)</u>	火山活動の状況の把握及び鉄道利用者への周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制	避難勧告等発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制	<p>く緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして<u>設定する場合がある</u>。その中に<u>鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う</u>。</p> <p>鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づき<u>あらかじめ</u>運行規制の実施方法の<u>検討を行い</u>、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、<u>運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する</u>。</p> <p>また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、<u>状況に応じて</u>当該区間の<u>運行規制を検討</u>するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、<u>合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者へ情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する</u>。</p> <p><u>溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示す</u>とおりである（図 34）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線 ・富士急行（株）：富士急行線 ・岳南電車（株）：岳南鉄道線 <p style="text-align: center;">表 57 鉄道における運行規制の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="1611 1100 2674 1440"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>規制対象</th> <th>鉄道事業者の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル3以降</td> <td>—</td> <td>火山活動の状況の把握及び<u>必要に応じた</u>鉄道利用者への<u>運行情報の</u>周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制</td> </tr> <tr> <td>避難勧告等発令時</td> <td>避難勧告等が発令された地域を含む区間</td> <td><u>(状況に応じて)</u> 運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする<u>場合がある</u>。</p>	実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応	噴火警戒レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び <u>必要に応じた</u> 鉄道利用者への <u>運行情報の</u> 周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制	避難勧告等発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	<u>(状況に応じて)</u> 運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制
実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応																			
噴火警戒レベル3以降	— <u>(必要に応じて)</u>	火山活動の状況の把握及び鉄道利用者への周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制																			
避難勧告等発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制																			
実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応																			
噴火警戒レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び <u>必要に応じた</u> 鉄道利用者への <u>運行情報の</u> 周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制																			
避難勧告等発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	<u>(状況に応じて)</u> 運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制																			

頁 編章項 旧 新

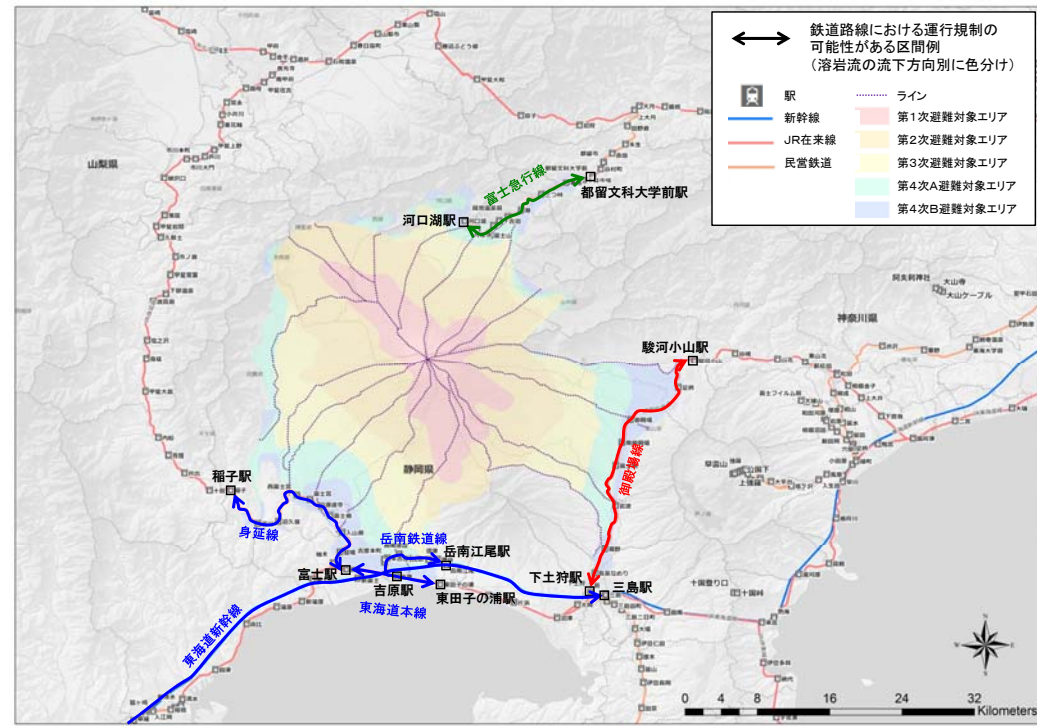


図 34 鉄道における運行規制の実施例

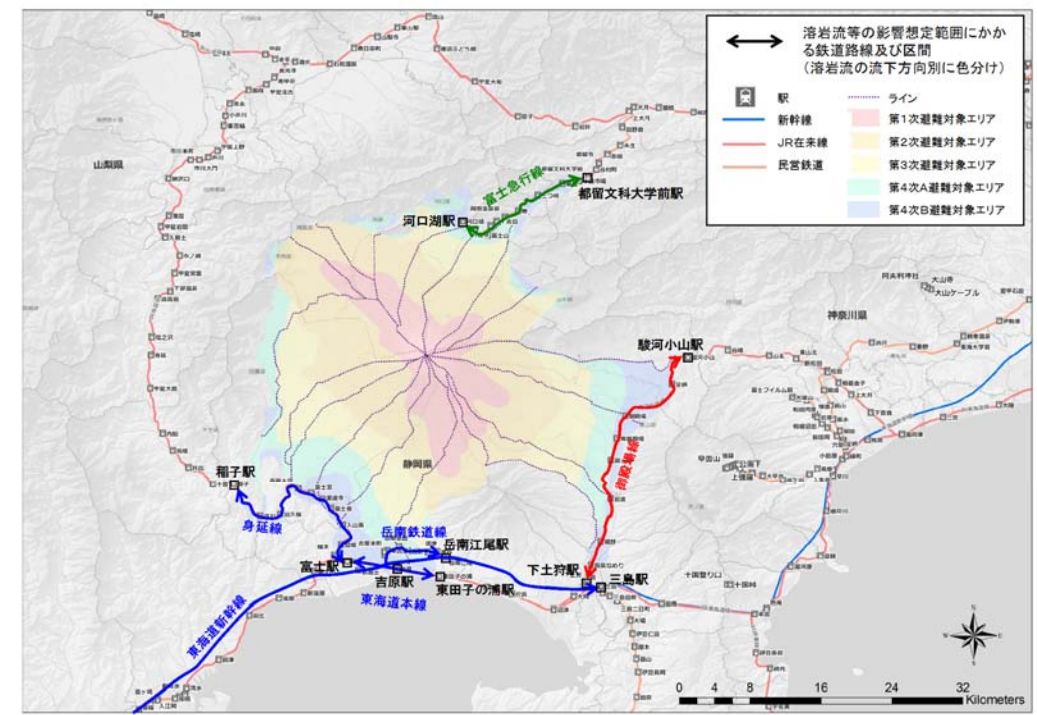


図 34 溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間

P. 122

(2) 各機関の対応

鉄道における運行規制に係る各機関の対応事項を表 58 に示す。

表 58 鉄道における運行規制に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意)	
県	・ 鉄道事業者への広域避難計画の周知
鉄道事業者	・ 噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
協議会	・ 広域避難時の鉄道運行規制に係る調整方法の検討
噴火警戒レベル 1 (情報収集体制)	
県	・ 鉄道事業者への火山活動状況の情報提供
協議会	・ 必要に応じ、協議会の開催 (情報共有及び広報、発信)
噴火警戒レベル 3	
県	・ 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・ 鉄道運行規制に関する情報の確認 ・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 ・ 避難に関する情報の提供 ・ 避難者輸送に関する調整
鉄道事業者	・ 状況に応じて鉄道運行規制の 実施 (または 検討) ・ 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・ 鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
協議会	・ 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信
噴火警戒レベル 4、5	
県	・ 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・ 鉄道運行規制に関する情報の確認

(2) 各機関の対応

鉄道における運行規制に係る各機関の対応事項を表 58 に示す。

表 58 鉄道における運行規制に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意)	
県	・ 鉄道事業者への広域避難計画の周知
鉄道事業者	・ 噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
協議会	・ 広域避難時の鉄道運行規制に係る調整方法の検討
噴火警戒レベル 1 (情報収集体制)	
県	・ 鉄道事業者への火山活動状況の情報提供
協議会	・ 必要に応じ、協議会の開催 (情報共有及び広報、発信)
噴火警戒レベル 3	
県	・ 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・ 鉄道運行規制に関する情報の確認 ・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 ・ 避難に関する情報の提供 ・ 避難者輸送に関する調整
鉄道事業者	・ 状況に応じて鉄道運行規制の 検討 (または 実施) ・ (必要に応じ) 報道機関への鉄道運行情報の提供 ・ (必要に応じ) 鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行情報の周知
協議会	・ 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信
噴火警戒レベル 4、5	
県	・ 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・ 鉄道運行規制に関する情報の確認

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新												
P. 123		<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 鉄道事業者への避難に関する情報の提供 避難者の鉄道輸送に関する調整 </td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて鉄道運行規制（合同会議での調整） 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知 </td> </tr> <tr> <td>合同会議</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道運行規制に関する調整 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 鉄道事業者への避難に関する情報の提供 避難者の鉄道輸送に関する調整 	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて鉄道運行規制（合同会議での調整） 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知 	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道運行規制に関する調整 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信 	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 鉄道事業者への避難に関する情報の提供 避難者の鉄道輸送に関する調整 </td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて鉄道運行規制（合同会議との調整） （必要に応じて）報道機関への鉄道運行情報の提供 （必要に応じて）鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行情報の周知 </td> </tr> <tr> <td>合同会議</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道運行規制に関する調整 鉄道運行情報の集約、共有及び広報、発信 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 鉄道事業者への避難に関する情報の提供 避難者の鉄道輸送に関する調整 	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて鉄道運行規制（合同会議との調整） （必要に応じて）報道機関への鉄道運行情報の提供 （必要に応じて）鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行情報の周知 	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道運行規制に関する調整 鉄道運行情報の集約、共有及び広報、発信
			<ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 鉄道事業者への避難に関する情報の提供 避難者の鉄道輸送に関する調整 												
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて鉄道運行規制（合同会議での調整） 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知 														
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道運行規制に関する調整 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信 														
	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 鉄道事業者への避難に関する情報の提供 避難者の鉄道輸送に関する調整 														
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて鉄道運行規制（合同会議との調整） （必要に応じて）報道機関への鉄道運行情報の提供 （必要に応じて）鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行情報の周知 														
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道運行規制に関する調整 鉄道運行情報の集約、共有及び広報、発信 														
		<p>噴火開始直後</p> <table border="1"> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道路線の点検 破損、欠損箇所等の応急復旧に向けた情報収集 鉄道利用者への情報提供 </td> </tr> </table> <p>噴火開始後</p> <table border="1"> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道路線の点検 鉄道運行規制の実施 破損、欠損箇所等の応急復旧 合同会議での鉄道運行規制に関する調整 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 </td> </tr> <tr> <td>合同会議</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難者輸送に関する調整 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信 </td> </tr> </table> <p>※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（情報収集体制）と同様の対応を行う。</p>	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道路線の点検 破損、欠損箇所等の応急復旧に向けた情報収集 鉄道利用者への情報提供 	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道路線の点検 鉄道運行規制の実施 破損、欠損箇所等の応急復旧 合同会議での鉄道運行規制に関する調整 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 避難者輸送に関する調整 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信 	<p>噴火開始直後</p> <table border="1"> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道設備の点検 破損、欠損箇所等の応急復旧に向けた情報収集 鉄道利用者への運行情報の提供 </td> </tr> </table> <p>噴火開始後</p> <table border="1"> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道設備の点検 状況に応じて鉄道運行規制の実施 破損、欠損箇所等の応急復旧 合同会議との調整 報道機関への鉄道運行情報の提供 </td> </tr> <tr> <td>合同会議</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難者輸送に関する調整 鉄道運行情報の集約、共有及び広報、発信 </td> </tr> </table> <p>※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（情報収集体制）と同様の対応を行う。</p>	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道設備の点検 破損、欠損箇所等の応急復旧に向けた情報収集 鉄道利用者への運行情報の提供 	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道設備の点検 状況に応じて鉄道運行規制の実施 破損、欠損箇所等の応急復旧 合同会議との調整 報道機関への鉄道運行情報の提供 	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 避難者輸送に関する調整 鉄道運行情報の集約、共有及び広報、発信
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道路線の点検 破損、欠損箇所等の応急復旧に向けた情報収集 鉄道利用者への情報提供 														
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道路線の点検 鉄道運行規制の実施 破損、欠損箇所等の応急復旧 合同会議での鉄道運行規制に関する調整 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 														
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 避難者輸送に関する調整 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信 														
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道設備の点検 破損、欠損箇所等の応急復旧に向けた情報収集 鉄道利用者への運行情報の提供 														
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道設備の点検 状況に応じて鉄道運行規制の実施 破損、欠損箇所等の応急復旧 合同会議との調整 報道機関への鉄道運行情報の提供 														
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 避難者輸送に関する調整 鉄道運行情報の集約、共有及び広報、発信 														
P. 137		<p>9-2 避難未実施者の捜索・救助</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>避難実施市町村は、入山規制の実施、<u>避難指示の発令</u>及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。</p> <p>県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。</p> <p>なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。</p>	<p>9-2 避難未実施者の捜索・救助</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>避難実施市町村は、入山規制の実施、<u>避難の指示</u>及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。</p> <p>県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。</p> <p>なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。</p>												
P. 138		<p>9-2 避難未実施者の捜索・救助</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>避難実施市町村は、入山規制の実施、<u>避難指示の発令</u>及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。</p> <p>県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。</p> <p>なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。</p>	<p>9-2 避難未実施者の捜索・救助</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>避難実施市町村は、入山規制の実施、<u>避難の指示</u>及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。</p> <p>県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。</p> <p>なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。</p>												
P. 155		<p>用語の解説</p> <p>富士山周辺市町村</p> <p>富士山周辺 <u>15</u>市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、小山町、御殿場市、裾野市、三島市、沼津市、長泉町、富士市、富士宮市）を示す。</p>	<p>用語の解説</p> <p>富士山周辺市町村</p> <p>富士山周辺 <u>16</u>市町村（富士吉田市、<u>都留市</u>、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、小山町、御殿場市、裾野市、三島市、沼津市、長泉町、富士市、富士宮市）を示す。</p>												